

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導契約書

(兼 重要事項説明書)

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人積仁会 旭ヶ丘病院
主たる事務所の所在地	〒350-1213 埼玉県日高市大字森戸新田 99-1
代表者（職名・氏名）	理事長 古城資久
電話番号	042-989-1121

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	旭ヶ丘病院	
サービスの種類	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	
事業所の所在地	〒350-1213 埼玉県日高市大字森戸新田 99-1	
電話番号	042-989-1121	
指定年月日・事業所番号	令和 5 年 6 月 1 日指定	1116300016
管理者の氏名	院長 佐嶋 健一	
通常の事業の実施地域	日高市、飯能市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

居宅療養管理指導（又は介護予防居宅療養管理指導）は、主治医等がその必要性を認めた場合に、当事業所の医師、管理栄養士（歯科医師、薬剤師、歯科衛生士等）がそのお宅を訪問して、療養上の指導等を行うことにより、生活の質の確保及び向上を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び 年末年始（12月31日から1月3日）を除きます。
-----	--

営業時間	午前 9 時から午後 5 時まで（土曜日は午前 9 時から 12 時まで）
------	---------------------------------------

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
医 師	常勤 9 人、非常勤 4 4 人	管理栄養士	常勤 3 人

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員及びその管理責任者は下記のとおりです。担当職員の交替を希望する場合は、できる限り対応しますので、管理者までご連絡ください。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	(資格：医師)	小室 朋子
管理責任者の氏名	管 理 者	佐嶋 健一

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の 1 割の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 居宅療養管理指導利用料 【基本部分】＜医師が行う場合＞

サービス内容	利用者の要介護度	基本利用料 ※（注 1）参照	利用者負担金(自己負担 1 割の場合) ＝（基本利用料の 1 割） ※（注 2）参照
居宅療養 管理指導Ⅰ	(1) 単一建物居住者 1 人 に対して行う場合	5, 1 5 0 円	5 1 5 円
	(2) 単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合	4, 8 7 0 円	4 8 7 円
	(3) (1) 及び (2) 以外の場合	4, 4 6 0 円	4 4 6 円
居宅療養管 理指導Ⅱ	(1) 単一建物居住者 1 人に対 して行う場合	2, 9 9 0 円	2 9 9 円
	(2) 単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合	2, 8 7 0 円	2 8 7 円
	(3) (1) 及び (2) 以外の場合	2, 6 0 0 円	2 6 0 円

(注 1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。

(注 2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

(2) 介護予防居宅療養管理指導利用料 【基本部分】＜医師が行う場合＞

サービス内容	利用者の要介護度	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金（自己負担1割の場合） ＝（基本利用料の1割） ※（注2）参照
介護予防居宅療養管理指導Ⅰ	（1）単一建物居住者1人に対して行う場合	5, 150円	515円
	（2）単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	4, 870円	487円
	（3）（1）及び（2）以外の場合	4, 460円	446円
介護予防居宅療養管理指導Ⅱ	（1）単一建物居住者1人に対して行う場合	2, 990円	299円
	（2）単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	2, 870円	287円
	（3）（1）及び（2）以外の場合	2, 600円	260円

（注1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注2）上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

上記（1）から（3）までの利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、7日以内に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の28日（祝休日の場合は直前の平日）に、指定する下記の口座より引き落とします。 埼玉りそな銀行 日高支店 普通口座 0032622
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の15日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 埼玉りそな銀行 日高支店 普通口座 0032622
現金払い	サービスを利用した月の翌月の15日（休業日の場合は直前の営業日）までに、現金でお支払いください。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡を行い指示を求める等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地電話番号	医療法人積仁会 旭ヶ丘病院 医師 小室 朋子 042-989-1121
---------	--------------------------	---

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

（1）サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 042-989-1121 旭ヶ丘病院 患者支援センター
---------	-------------------------------------

（2）サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	日高市 長寿いきがい課	電話番号 042-989-2111（内線 1705）
	埼玉県国民健康保険団体連合会	電話番号 048-824-2568

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

（1）サービス提供の際、医師等は次の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

・各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い（2）医師等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

（3）体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者所在地 埼玉県日高市大字森戸新田 99-1

事業者（法人）名 医療法人積仁会 旭ヶ丘病院

代表者職・氏名 院長 佐嶋 健一

説明者職・氏名

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者住所

氏 名

署名代行者（又は法定代理人）

住所

本人との続柄

氏 名 _____ 印 _____

立会人住所

氏 名 印